

衆議院議員選挙 最高裁判所裁判官国民審査

投票日：10月31日(日) 投票時間：午前7時～午後8時

10月31日(日)は衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。公示日は10月19日(火)です。この選挙は、よりよい国づくりのための私たちの代表となる国会議員を選ぶ大切な選挙ですので、必ず投票しましょう。投票日当日に仕事や用事などで投票できない方は、ぜひ期日前投票をご利用ください。☎選挙管理委員会事務局選挙係☎042-492-5111 (代表)

清瀬市で投票できる方

次のすべてを満たす方が清瀬市で投票できます。

- ①平成15年11月1日までに生まれた方
- ②清瀬市の選挙人名簿に登録されていること
令和3年7月18日までに清瀬市に転入の届け出をした方で、投票日まで引き続き清瀬市に住んでいる(住民基本台帳に記載されている)方。

住所を異動した方の投票は

■清瀬市に転入した方

7月18日までに清瀬市に転入の届け出をした方は清瀬市での投票となります。また、7月19日以降に清瀬市に転入の届け出をした方で、前住所地の選挙人名簿に登録されている場合は、前住所地で投票となります。

■清瀬市から転出した方

清瀬市の選挙人名簿に登録されている方で、7月19日以降に転出した方は、清瀬市の投票所で投票できます(投票所の場所は、入場整理券に記載されています)。

最近、市内で住所を変えた・変える予定の方は

10月5日(火)までに
市内転居の届け出をした方



市内 **新** 住所地の投票
所で投票

10月6日(水)以降に
市内転居の届け出をした方



市内 **前** 住所地の投票
所で投票

※清瀬市の選挙人名簿に登録されている方に限ります。

選挙公報をお届けします

候補者の経歴・政見などを掲載した選挙公報は、東京都から納品され次第全戸配布します。

国民審査の投票のご注意

「最高裁判所裁判官国民審査」の投票用紙には、裁判官の一覧が印刷されています。辞めさせたほうが良いと思う裁判官がいる場合は、氏名の上の欄に×を、辞めさせなくて良いと思う裁判官には何も書かず投票してください。

入場整理券(封書)の郵送は 10月25日(月)ごろ

10月25日(月)ごろまでに、世帯全員分の入場整理券を1つの封筒に入れて選挙人名簿登録地に郵送します。ご自分の入場整理券を確認して、投票所へお持ちください。

※期日前投票期間中に入場整理券が届いていない場合でも選挙人名簿に登録されており、投票資格がある方は投票できます。

期日前投票所にて誓約書兼請求書をご記入ください。

各投票区の投票所

投票区	投票所建物名称(所在地)
1	清明小学校 (旭が丘二丁目8-1)
2	下宿地域市民センター (下宿二丁目524-1)
3	清瀬市役所 (中里五丁目842)
4	生涯学習センター (元町一丁目2-11)
5	松山地域市民センター (松山二丁目6-25)
6	第七小学校 (松山三丁目1-92)

投票区	投票所建物名称(所在地)
7	竹丘地域市民センター (竹丘一丁目11-1)
8	第六小学校 (梅園二丁目9-45)
9	都営野塩アパート集会所 (野塩二丁目387)
10	芝山小学校 (元町二丁目16-8)
11	中里地域市民センター (中里四丁目1301)
12	第五中学校 (中清戸三丁目258-1)

第9投票区の投票所の変更について

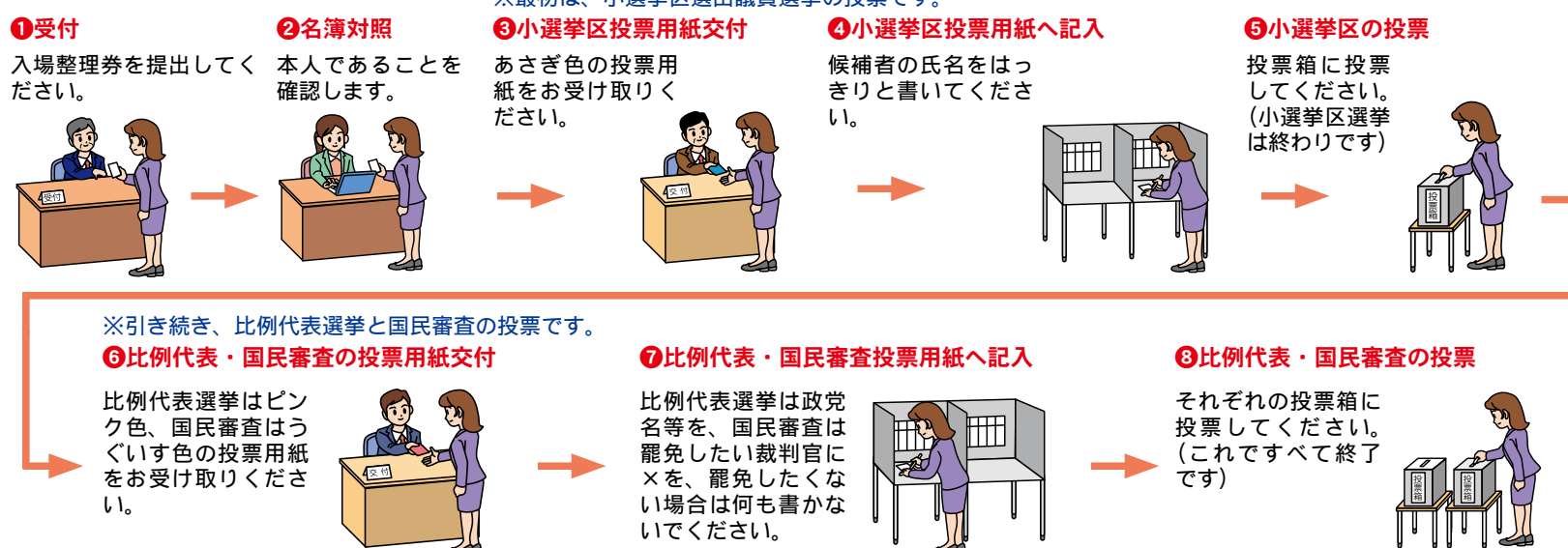
野塩地域市民センターは改修工事のため、今回の投票所は都営野塩アパート集会所(野塩二丁目387)に変更となります。

野塩一・二・五丁目全域にお住まいの方にはご不便をおかけしますが、お間違えのないようにお越しく下さい。

なお、駐車場はございませんのでご了承ください。



投票手順 ①～⑤が小選挙区選出議員選挙の投票手順、⑥～⑧が比例代表選出議員選挙と最高裁判所裁判官国民審査の投票手順です。



開票

開票は即日開票で、午後9時から市民体育館(下宿地域市民センター内)で行います。
開票速報は、市ホームページでご覧いただけます。

投票日に投票所へ行くことができない方は

期日前(不在者)投票をご利用ください

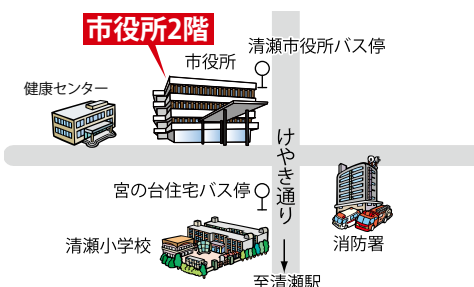
期日前投票

投票日当日、投票所に行くことができない方は、期日前投票ができます。ご自分の「入場整理券」の裏面に必要事項を記入のうえ、お持ちください。また、市役所旧庁舎解体工事に伴い、従来の市役所及び健康センターの駐車場は使用できません。車でお越しの際は、市役所東側来庁者用仮設駐車場をご利用ください。なお、優先駐車場(お体の不自由な方など)は市役所玄関前にございます(一般の方の駐車や市役所玄関前での自動車の乗降はご遠慮願います)。皆さまにはご不便・ご迷惑おかけいたしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

※市役所と生涯学習センターの投票できる期間・時間が異なりますのでご注意ください。

市役所(2階市民協働ルーム)

期間 10月20日(水)～10月30日(土)(11日間)
時間 午前8時30分～午後8時



※期日前投票最終日は非常に混雑することが予想されます。

生涯学習センター(アミュー6階講座室1)

期間 10月26日(火)～10月29日(金)(4日間)
時間 午前9時30分～午後9時



※期日前投票初日は非常に混雑することが予想されます。

※生涯学習センターには駐車場がありません。お車でお越しの方は、クレア市営駐車場をご利用ください。

※前回の選挙の期日前投票の混雑状況を市ホームページで確認できます。



滞在先の市区町村の不在者投票所で不在者投票

仕事や旅行などで清瀬市以外に滞在している方は、あらかじめ投票用紙を請求して、滞在地の選挙管理委員会では不在者投票ができます。

不在者投票宣誓書(兼請求書)

私は、令和3年10月31日執行の衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査の当日、下記の事由に該当する見込みです。

このことが真実であることを誓い、投票用紙(等)を請求します。 令和3年 月 日

- ①氏名(フリガナ)
- ②生年月日
- ③清瀬市の住所
- ④投票用紙の送付先
- ⑤日中連絡がとれる電話番号
- ⑥不在者投票の理由
(仕事で出張中、出産のため実家へ帰っているなど)

※請求書は便せんなどを使用して左記のように作成してください(市ホームページからもダウンロード可)。

【手続きの手順】

- ①「不在者投票宣誓書兼請求書」を選挙管理委員会に至急郵送または持参(ファクス・メールでの提出はできません)
- ※マイナンバーカードをお持ちで電子証明書を取得し、ICカードリーダーをお持ちの方は清瀬市電子申請サイトから請求することができます。

郵送先 〒204-8511 清瀬市中里5-842 清瀬市選挙管理委員会事務局宛

- ②清瀬市選挙管理委員会からご本人の希望送付先に投票用紙を郵送

- ③投票用紙が届いたら、滞在先の市区町村で不在者投票

この方法は郵送によるため、日数がかかります。お早めにお手続きください。



在外選挙人証をお持ちの方へ

在外選挙人名簿に登録され、在外選挙人証をお持ちの方ができる投票は、次の3つがあります。

- ①在外公館投票：在外公館(大使館など)に出向いて投票します。
- ②郵便投票：登録されている選挙管理委員会に投票用紙を請求し、郵便で投票します。
- ③帰国投票：在外選挙人名簿に登録されている方で、一時帰国した場合や、日本国内に住所を移したあと、国内の選挙人名簿に登録されるまでの間は、在外選挙人証を提示することで国内の投票方法(選挙当日の投票、期日前投票、不在者投票)で清瀬市役所の投票所に限り投票できます。



有権者の皆さまへ～感染症対策～

- 持参した筆記用具で投票用紙に記入することができます(鉛筆を推奨)
- 投票所では感染予防(消毒・換気等)の対策をします

投票所にお越しになる皆さまは、マスクの着用・帰宅後の手洗いなどの感染症対策にご理解・ご協力をお願いします。



指定施設での不在者投票

病院・老人ホームなどに入院・入所されている方は、その施設が不在者投票指定施設であれば、その施設で投票ができます。

投票用紙の請求は、入院・入所中の施設長を通じて行います。※投票期間は、公示日の翌日から投票日の前日までですが、不在者投票を行う日時が施設によって異なります。あらかじめ各施設にお問い合わせください。



郵便等による不在者投票

重度の障害などのある方が郵便等で投票する制度です。次のいずれかの要件に該当し、自書できる方が利用できます。※この制度の利用を希望される方は、事前に選挙管理委員会に申請が必要です。

	障害名	障害の程度			介護保険の被保険者証	要介護状態区分
		1級	2級	3級		
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能障害	○	○	非該当		要介護5
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	○	—	○		
	免疫・肝臓の障害	○	○	○		

■代理記載が可能です■

自書できない方には、あらかじめ届け出た代理記載人に投票に関する記載をさせることができます。対象は上表に該当し、身体障害者手帳の上肢または視覚障害が1級の方です。

お体の不自由な方へ

■代理投票■

お体が不自由なことなどにより、ご自身で投票用紙に書くことができない方は、申し出により投票所の係員が付き添い、ご本人の意思を確認して代筆します(ご家族などが代筆することはできません)。

投票の秘密は守りますので、安心して投票所の係員にお申し出ください。

■点字投票■

目が不自由な方は点字投票用紙により投票ができますので、係員にお申し出ください(点字器は各投票所に用意しています)。また、「選挙公報」の音訳CDを作成しています。下記へご連絡ください。

☎秘書広報課広報広聴係 ☎042-497-1808

■特例郵便等投票について

新型コロナウイルス感染症により療養等をされている方も一定の要件を満たす場合、郵便等で投票ができるようになりました。詳しくは下記までお問い合わせください。

選挙に関する問合せ

選挙管理委員会事務局選挙係(市役所2階南、けやき通り側) ☎042-492-5111(代表)